

(令和 7 年 10 月 31 日作成)

(令和●年●月●日更新)

表題	作成コーナーで作成した決算書等を連携して申告書を作成したい
ファイル名	4 消費税及び地方消費税（一般課税）

目次

1	データ保存・連携（電子申告等データ内容確認後の作業について AC1000）	2
2	確認	3
3	作成再開（トップ画面 CC-SX-010）	3
4	作成再開（作成再開 CC-SA-110）	4
5	保存データの読込（保存データの読込 CC-SA-070a）	5
6	税目選択（税目選択 CC-SA-260）	6
7	引継ぎ内容の確認（引継ぎ内容の確認 BC1700）	7
8	消費税コーナー（一般課税・簡易課税の条件判定等 AC0250）	8

※ 目次右側の括弧書きは、画面名称と画面番号を示しています。

1 データ保存・連携（電子申告等データ内容確認後の作業について AC1000）

決算書・収支内訳書作成コーナー

メニュー

①→②→③→④データ保存等

電子申告等データ内容確認後の作業について

入力データの保存

入力データを保存する

入力データ（拡張子が「.data」のもの）を保存しておく、消費税の申告書の作成や来年の決算書等の作成に利用することができます。

添付書類の提出準備

以下の添付書類を準備してください。
・貸借対照表

申告書を作成する方へのご案内

住所・氏名等の情報を引き継いで所得税や消費税などの申告書を作成することができます。
継続して申告書を作成する方はいずれかのボタンをタップしてください。
作成しない方は「終了」をタップしてください。

所得税の申告書を作成する方

所得税の申告書作成開始

決算書・収支内訳書データは、所得税及び復興特別所得税の確定申告書データと併せてe-Taxへ送信します。

消費税の申告書を作成する方

消費税の申告書作成開始

消費税の確定申告書作成前に、必ず決算書等の入力データを保存してください。
保存した入力データを利用することで、収入金額などの情報を消費税の申告書に引き継ぐことができます。
入力データの保存を行う方は[こちら](#)

終了

決算書・収支内訳書作成コーナーで決算書等の情報を入力し、「電子申告等データ内容確認後の作業について」画面まで進みます※。

『入力データを保存する』を押して「決算書・収支内訳書のデータ保存」画面で『入力したデータをダウンロードする』を押して決算書等データを保存した上で、前の画面に戻ります。

画面下部の『終了』を押します。

※ 書面の方は、「印刷した後の作業について」画面まで進めてください。

2 確認	終了してよいか、警告メッセージが表示されます。 『はい』を選択の上、トップ画面に戻ります。
3 作成再開 (トップ画面 CC-SX-010)	トップ画面で『保存データ利用』を押します。

4 作成再開（作成再開 CC-SA-110）

国税庁 確定申告書等作成コーナー
令和 年分 メニュー

① 申告準備 → ② → ③ → ④ → ⑤ → ⑥

保存データの利用

途中で保存したデータを利用する

作成再開 >

作成途中で保存したデータを読み込んで、作成を再開します。

(例)

- 作成を中断した申告書作成を再開する
- 作成が完了した決算書・収支内訳書データを利用し、所得税や消費税の申告書を作成する

提出方法の変更 >

作成途中で保存したデータを読み込んで、提出方法を変更の上、作成を再開します。

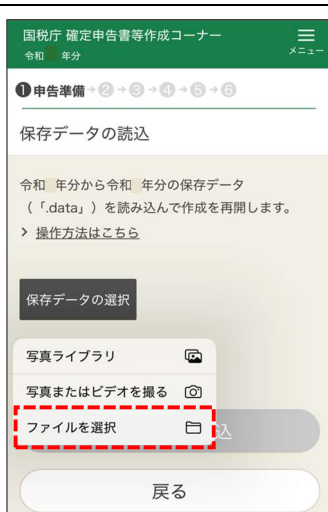
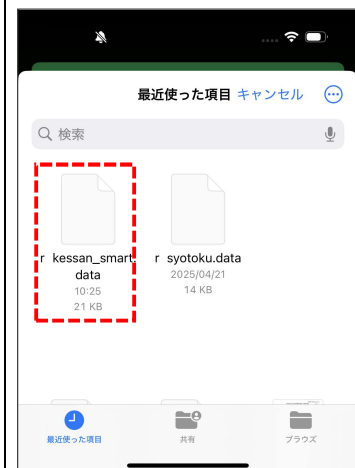
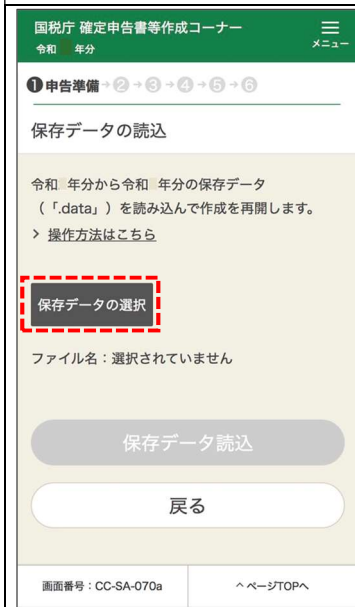
(例)

- 提出方法を書面からe-Taxに変更する
- 再度マイナポータルと連携し追加で情報を取得する
- xmlデータを追加で読み込む

過去の年分のデータを利用する

『作成再開』を押します。

5 保存データの読み込み（保存データの読み込み CC-SA-070a）



『ファイルの選択』を押して、上記1②の操作時に保存した決算書等データ（.data）を選択し、画面右下の『保存データ読み込』を押します。

6 税目選択（税目選択 CC-SA-260）

国税庁 確定申告書等作成コーナー
令和 年分

① 申告準備 → ② → ③ → ④ → ⑤ → ⑥

税目選択

読み込んだデータは、
令和6年分
決算書・収支内訳書 作成コーナーで作成されたデータです。

誤って異なるデータを読み込んだ場合は、「戻る」ボタンをタップし、正しいデータを選択してください。

令和6年分の申告書等の作成を再開します

決算書・収支内訳書の作成再開

読み込んだデータの情報を利用して令和6年分の他の申告書等を作成する方はこちら

所得税の申告書作成開始

消費税の申告書作成開始

贈与税の申告書作成開始

「税目選択」画面で『消費税の申告書作成開始』を押します。

7 引継ぎ内容の確認（引継ぎ内容の確認 BC1700）

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和 年分 消費税

メニュー

①→②→③ 申告書等の作成 → ④→⑤

決算書・収支内訳書データ引継ぎ内容の確認

引継ぎデータの基本情報

氏名
国税 太郎

申告区分
青色申告

引継ぎ金額等

青色申告決算書（一般用）

売上（収入）金額合計	5,500,000 円
売上原価合計	3,500,000 円
経費合計	—
所得金額	1,350,000 円

⚠

次の画面で「簡易課税制度」を選択された場合には、「引継ぎ金額等」はクリアされます。
なお、減価償却資産の詳細は引き継がれませんので、令和6年に減価償却資産等を購入した場合には、次画面以降で必要に応じて入力してください。

次へ

戻る

引継ぎ内容等を確認し、問題なければ、画面下の『次へ』を押します。

8 消費税コーナー（一般課税・簡易課税の条件判定等 AC0250）

国税庁 確定申告書等作成コーナー
令和 年分 消費税 メニュー

①→②→③ 申告書等の作成 → ④→⑤

一般課税・簡易課税の条件判定等

i 災害（地震、風水害、雪害等）により被害を受けた方は、消費税法の特例を受けられる場合があります。

＞ 災害に関する税制上の措置を確認する

基準期間（令和 年1月1日から令和 年12月31日まで）の課税売上高を入力してください。 **必須**

＞ 基準期間の課税売上高とは

円

Q インボイス（適格請求書）発行事業者ですか？ **必須**

＞ 適格請求書発行事業者とは

消費税の確定申告書作成コーナーで引き続き入力していきます。